

令和4年度

ガイドライン

# 婦人消防隊員等 福祉共済のしおり

この婦人共済は  
全国の婦人消防隊員、  
婦人防火クラブ員等のための  
福祉厚生制度です



お問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部婦人消防隊等事務担当者  
都道府県消防協会、日本消防協会年金共済部  
**日本消防協会** 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル内  
☎03-6263-9758(年金共済部) <https://www.nissho.or.jp/>

日本消防協会



## 婦人消防隊員等福祉共済のこれまで果たしてきた役割とこれからの運営について

この婦人共済は、全国の婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等(以下「婦人消防隊員等」といいます。)の隣保精神に基づく協同互助による共済制度として平成4年4月に婦人消防隊員等福祉共済制度として発足し、現在も約1万2千人の婦人消防隊員等が加入し、これまで多くの実績を上げてきました。

この共済は、地域の自主防災組織の中核として地域住民の安全確保のため、日頃から積極的に火災予防、防火防災思想の普及啓蒙活動や初期消火活動等を行っている婦人消防隊員等が安心して防災活動に従事できるようにするための共済として、全国の婦人消防隊員等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合又は入院した場合に補償を行うなど充実した補償を行う共済としております。

この協同互助として行ってきた婦人共済は、「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号、平成18年4月1日施行)が改正(平成22年法律第51号、平成23年5月13日施行)されたことにより、基本的な共済内容に変更はありませんが、特定保険業として行政庁(総務大臣)の認可を得て平成26年4月1日から現在のような運営を行っているところであります。

## 婦人消防隊員等福祉共済の概要

この共済の基本的な事項は次のとおりです。

### 第1 この共済の趣旨及び目的(事業方法書第1条)(契約約款序文)

この共済は、公益財団法人日本消防協会(以下「本会」といいます。)が行う婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等(以下「婦人消防隊員等」といいます。)が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を支援することにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする共済(以下「本共済」といいます。)です。

### 第2 運営の主体

この共済は、保険業法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第2条第1項に基づいて、公益財団法人日本消防協会が行政庁である総務大臣の認可を得て運営を行っているものです。

### 第3 この共済の仕組み

婦人消防隊員等の皆様が被共済者とし、都道府県消防協会を契約相手方とする団体契約により、被共済者が死亡し又は障害を受けた場合等に、共済金を給付する共済です。

### 第4 共済契約者の範囲(事業方法書第4条)(契約約款第9条)

本共済の共済契約者は、都道府県消防協会とし、団体契約により本会と共済契約を締結します。

### 第5 加入の対象及び範囲(事業方法書第5条)(契約約款第1条)

加入の対象者は、婦人消防隊員等であれば、どなたでも加入できます。

加入の範囲は次のとおりです。

- 1 年齢は、76歳未満のもの。
- 2 加入日の前日において健康であるもの。

### 第6 共済契約期間(事業方法書第7条)(契約約款第12条)

本共済の共済期間は、加入日が4月1日、7月1日又は10月1日である場合は、その加入日から翌年3月31日までと、加入日が1月1日である場合は、その加入日から当該年の3月31日までの期間とし、1年毎に更新を行うものとします。

### 第7 本共済の責任開始日及び契約日(契約約款第10条)

共済契約者から本会所定の様式による共済契約申込書による申し込みを本会が承諾した場合には、本会は、4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日のうち承諾日の後に到来する最初の日から共済契約の責任を負います。この本会の責任が開始される日を契約日とします。

## 婦人共済の給付種別と共済金額及び掛金

婦人消防隊員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由及び給付種別等により次のとおりの共済金額を給付します。

給付種別	共済金を支払う場合(支払事由)	事由	共済金額
弔慰金又は 重度障害見舞金	【弔慰金】 加入者が死亡したとき 【重度障害見舞金】 加入者が事故により負傷し、 若しくは疾病にかかり、治つたときに障害等級第1級又は第2級の状態に該当した場合	防災活動に従事中	第1号 5,000,000円
		防災活動に従事中以外	第2号 3,000,000円
			第3号 300,000円
「第1号」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、任務として防災活動に従事中(以下「防災活動に従事中」という。)の場合のことをいいます。また、「第2号」とは、「第1号」を除く防災活動に従事中の場合のことをいいます。			
障害見舞金	加入者が事故により負傷し、 若しくは疾病にかかり、治つたときに障害等級第3級から第14級の状態に該当した場合	3級、4級	250,000円
		5級、6級	200,000円
		7級、8級	150,000円
		9級、10級	100,000円
		11級、12級	60,000円
		13級、14級	30,000円
入院見舞金 (120日限度)	加入者が事故又は疾病を直接の原因として病院又は診療所に入院した場合	防災活動に従事中(第1号)	10日以上入院した場合 1日につき 600円
		防災活動に従事中以外(第2号)	20日以上入院した場合 1日につき 600円

※「障害の等級」は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二に定める等級」です。

※「治ったとき」とは、療養が終了し、かつ症状の固定に達したときです。

掛金は、一人年間一律に800円です。7月1日、10月1日又は1月1日加入の場合は、加入月により次のとおりとなります。

加入の月	掛金額(円)
4月1日	800
7月1日	600
10月1日	400
1月1日	200





その他の基本的な事項は次のとおりです。

## 第8 福祉共済事業等運営委員会(事業方法書第26条)

本会は、本共済事業の運営に係る重要事項について、本会において別に定める日本消防協会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うこととしています。

## 第9 共済契約者に対する調査等(事業方法書第25条)

本会は、第4に規定する共済契約者に対して、加入者からの掛金の収受又は加入者に対する共済金の払込その他共済契約約款に定められた事務の遂行について、いつでも報告を求め又は調査することができるものとしています。

## 第10 管轄裁判所(契約約款第29条)

この共済契約における共済金の請求その他この共済に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地または共済金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

# 婦人消防隊員等福祉共済の重要事項等説明書

この共済は、共済契約者及び加入者にとって注意すべき事項または不利益となる事項もありますので、特にご注意いただきたい事項を「重要事項等」として記載しました。

### I 共済契約の手続きに関すること

#### 第1 共済契約の手続き(事業方法書第9条)

1 本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行い、契約の意向の確認を行うものとし、所定の様式による共済契約申込書(以下「契約申込書」という。)に所定事項を記入させ加入者名簿を添付し、記名押印のうえで、これを本会に提出するものとします。

2 本会は、前1項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌月1日(但し、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。)から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証書を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付します。

3 本会は、第1項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を經由して加入者に通知します。この場合において、掛金が既に払い込まれているときは、遅滞なくその全額を共済契約者を經由して加入者に返還します。

#### 第2 契約申込書の記載事項(事業方法書第18条)

共済契約者は、共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。(1) 申込年月日 (2) 申込団体名及び住所 (3) 加入申込婦人消防隊等の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額 (4) 共済金の受取人 (5) 共済の給付内容及び共済金 (6) 共済期間の始期及び終期 (7) 共済金の支払方法

#### 第3 共済証書の記載事項(事業方法書第19条)(契約約款第13条)

本会は、共済契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した共済証書を共済契約者に交付します。(1) 本会の住所及び名称 (2) 共済契約者名 (3) 加入申込婦人消防隊等名 (4) 共済金の受取人 (5) 共済の給付内容及び共済金 (6) 共済期間の始期及び終期 (7) 掛金の払込方法 (8) 共済金の支払方法 (9) 共済契約を締結した日 (10) 共済証書を作成した日

#### 第4 脱退(事業方法書第10条)

加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本会から脱退することとなります。この場合、すでに振り込まれた掛金は返戻しないものとします。(1) 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき (2) 加入者が退隊又は退会したとき

#### 第5 被共済者の同意の確認(事業方法書第11条)

共済契約者(都道府県消防協会等)から共済契約の申し込みを受けるにあたり、本共済に加入しようとする者(以下「加入予定者」といいます。)に対して、当協会から又は共済契約者を通して本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法によ

り本共済契約の内容の説明を行い、加入予定者に、本共済への加入に同意する旨の文書を提出させ、又は、婦人消防隊等において、その加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者が合意した場合には、その加入予定者の同意について、所定の様式による共済契約加入申込書にその代表者等に記名押印をしていただくことにより加入予定者の同意の確認を行います。

#### 第6 掛金の払込(契約約款第15条)(事業方法書第14条)

1 共済契約者は、本会に対し概要の第6に記載する共済期間開始日の前月末日までに、掛金を本会の指定口座に払込まなければなりません。

2 本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略します。ただし、共済契約者または加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行します。

#### 第7 共済契約者の共済契約申込み及び掛金払込みの猶予期間(契約約款第16条)

1 本共済の共済契約者がIの第1に記載する共済契約申込みおよびIの第6に記載する掛金の払込みを行う場合、共済契約申込みおよび掛金の払込期月の翌月1日から翌月末日までを猶予期間とします。

2 前項に記載する猶予期間内に共済契約申込みおよび掛金が払い込まれないときは、本共済契約は、猶予期間満了日の翌日にその効力を失いますのでご注意ください。

#### 第8 猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合(契約約款第17条)

1 猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、前条に規定する猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みのあったことを確認してから共済金を支払います。

2 前項による共済金の支払期間は、Ⅲの第2に記載する共済金の請求に必要な書類が、猶予期間中の共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みがある前に本会に到着している場合は、掛金の払込みがあった日を請求日として準用して取り扱います。

3 前項の猶予期間中に共済契約者からの共済契約申込みおよび掛金の払込みがなかった場合、共済金の請求はなかったものとして共済金の請求に必要な書類は共済契約者に返却しますのでご注意ください。

#### 第9 クーリング・オフ(事業方法書第22条)

1 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者(以下「申込者」という。)は、共済契約又は加入の申し込みをした日と共済契約又は加入申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができます。

2 前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行使用する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所を記載させた上、記名押印をさせるものとします。

3 本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還します。

### II 告知に関すること

#### 第1 告知義務(契約約款第21条)

1 本会は、共済契約の締結に際し、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、告知書等において本会が告知事項として質問することができます。

2 前項より、本会が告知事項として質問した場合、加入者は書面により告知することを要します。

#### 第2 告知義務違反による解除又は解除ができない場合(契約約款第22条、第23条)

1 加入者が、前条に記載する本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向かって当該加入者の加入を解除することができます。

2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、当該加入者の加入を取消することができます。この場合、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

3 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、共済金を支払います。

4 当該加入者の加入の解除は、当該共済契約者および加入者に対する通知により行います。

5 本会は、第1項より当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に対して払込まれた掛金は返還しないものとしますのでご注意ください。

6 本会は、つぎのいずれかの場合には、前項の1に記載する告知義務違反による解除をすることができません。(1) 本会が、共済契約の締結または加入者の加入の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき (2) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき (3) 共済契約が更新され、契約日から起算して1年をこえて有効に継続したとき

#### 第3 被共済者または共済の目的の危険選択(事業方法書第8条)

本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行います。(1) 共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと (2) 告知日現在における被共済者の健康状態 (3) 告知日以前の被共済者の傷病歴 (4) その他当会による危険選択のために合理的に必要な事項

### III 共済金の請求及び支払に関すること

#### 第1 重度障害見舞金又は障害見舞金の支給(契約約款第2条、第3条)

加入者が事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときに障害の等級第1級から第14級の状態に達した場合、本会はその等級に応じて、第1級または第2級の場合は重度障害見舞金を、第3級から第14級の場合は障害見舞金を、その等級に応じた共済金額をお支払いします。

なお「治ったとき」とは、原則として医学上一般に承認された治療法によっては傷病に対する療養の効果も期待し得ない状態(療養の終了)となり、かつ残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる状態(症状の固定)に達したときをいいます。

#### 第2 共済金の請求及び支払時期(契約約款第25条)

1 共済金の支払事由が生じたときは、共済契約者は加入者ま

たは共済金の受取人からの通知に基づき、すみやかに本会に通知するものとします。

2 支払事由が生じた共済金の受取人は、本会が別に定める必要書類を共済契約者を經由して本会に提出して共済金を請求することを要します。

3 共済金は、前項の必要書類が本会に到着した日(以下、「請求日」といいます。)の月の翌月末までに、原則として共済契約者を經由して共済金の受取人に支払います。

4 本会は、共済金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、共済契約の締結から請求までの間に本会に提出された書類だけではその事項の確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期限は、請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める共済金の支払事由に該当する事実の有無
2	共済金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	共済金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前二号に定める事項または共済契約者または加入者もしくは共済金の受取人の共済契約締結の目的もしくは共済金の請求の意図に関する共済契約の締結時から共済金の請求時までにおける事実

5 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会または調査が不可欠な場合には、前二項の規定にかかわらず、共済金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数(複数の号に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

号	特別な照会または調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令にもとづく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査または鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

6 前二項の規定を適用する場合には、本会は、共済契約者を經由して共済金を請求した者に通知します。

7 第3項から第5項に定める支払期限をこえて共済金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を共済金とあわせて支払います。

8 前項にかかわらず、第4項または第5項の確認等に際し、共済契約者または加入者または共済金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、またはこれに応じなかったときは、本会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。



### 第3 共済金の受取人(契約約款第7条)

1 この共済契約の共済金の受取人は、加入者としてします。ただし、この規定にかかわらず、加入者が死亡した場合の弔慰金の受取人は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用し、次のとおりとします。(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父、母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。

3 第1項及び第2項の規定により加入者が死亡した場合の弔慰金の受取人に同順位者が二人以上あるときは、その共済金は、その人数によって等分して支払います。

### 第4 共済金を支給できない場合(契約約款第6条)

本会は、次の各号に該当する場合には、共済金を支給しませんのでご注意ください。(1) 加入者又は共済金受取人の故意又は重大な過失による場合 (2) 加入者の犯罪、違法行為又は死刑の執行による場合 (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故の場合

(4) 加入者の自殺又は自殺未遂による場合 (5) 戦争その他の変乱による場合

### IV 共済契約又は加入の無効又は取消等に関すること

#### 第1 無効又は取消(事業方法書第17条)

1 共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結または加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効となり、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しません。

2 加入者は、共済契約への申込みの際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があったときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金は返還しません。

#### 第2 共済契約の失効、消滅又は加入の解除(事業方法書第21条)

1 共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効します。

2 共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによります。

#### 第3 詐欺による取消(契約約款第19条)

共済契約への加入の際して、加入者または共済金の受取人に詐欺の行為があったときは、当該加入者の加入を取り消すことができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

#### 第4 不法取得目的による無効(契約約款第20条)

加入者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約へ加入したときは、当該加入者の加入は無効とします。この場合、本会はすでに払い込まれた掛金を払いもどしません。

#### 第5 重大事由による解除(契約約款第24条)

1 本会は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済契約または加入者の加入を将来に向かって解除することができます。(1) 共済契約者または加入者が、この共済契約の共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)した場合 (2) 共済金の受取人が、この共済契約の共済金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)した場合 (3) この共済契約の共済金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合 (4) 前3号に掲げるものほか、共済金の受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 本会は、共済金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの当該契約または加入者の加入を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済金の支払を行いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3 本会は、第1項により、当該加入を解除した場合において、解除日の属する共済期間の掛金が払い込まれていたとき、当該加入者に

対して払込まれた掛金は返還しないものとします。

4 本条による解除は、共済契約者または加入者に対する通知により行います。

### 第6 共済契約の消滅(契約約款第27条)

1 共済契約または加入者の加入はつぎの各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	共済契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	加入者の年齢が76歳に達したとき	共済期間満了日
2	加入者の死亡または重度障害の状態のとき	加入者の死亡または重度障害の等級の決定した日
3	加入者の本会からの脱退	加入者が本会から脱退した日の属する月の末日
4	猶予期間の満了[共済契約の失効](第16条関係)	猶予期間満了日
5	告知義務違反による解除(第22条関係)	告知義務違反による取消の通知の到達日
6	重大事由による共済契約または加入の解除(第24条関係)	重大事由による解除または取消の通知の到達日

2 前項による共済契約又は加入者の加入が消滅し、消滅した日以降の未経過掛金がある場合、その未経過掛金は本共済の収支に組み入れていることから返還しません。

### V 異常危険準備金とその取崩基準(事業方法書第27条、第28条)

本会は、本共済契約に基づく将来の債務を確実に、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額の限度額まで毎事業年度末に異常危険準備金として積み立てることとしており、その積立基準及び限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」に記載しているとおりです。また、その取り崩し基準は、保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)施行令第43条第7号に規定するところによるものとすると定めています。

### VI 大災害等による共済金の削減支払(契約約款第8条)

1 地震、津波、噴火、風水害等の大災害等の発生によりこの契約約款に定める共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金を減額して支払うことがあります。なお、本共済は、保険会社が破綻した場合等において保険契約の資金援助等により保険契約者の保護を図ることを目的としている保険契約者保護機構の対象とされていない共済です。

2 共済金を削減して支払うときは、本会は、共済契約者を通じて共済金の受取人に通知します。

### VII 掛金の増額又は共済金額の減額等(事業方法書第20条)

本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額し若しくは共済金額を減額すること(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)ができています。(1) 契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。(2) 前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類(共済事業規約、共済契約約款、掛金及び責任準備金の算出方法書をいう。以下同じ。)の変更につき、主務官庁の認可を取得する。(3) 前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を經由して加入者に通知する。なお、共済契約者を經由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

### VIII 時効(事業方法書第24条)(契約約款第28条)

共済金、掛金の返還及びその他この共済に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

## ディスクロージャー

### 婦人消防隊員等福祉共済収支決算の状況(単位:千円)

#### 正味財産増減計算書

勘定科目	令和2年度	令和元年度(平成31年度)
経常増減の部		
経常収益		
受入共済掛金	9,797	10,506
支払備金戻入	585	753
経常収益 計	10,382	11,259
経常費用		
支払共済金	4,814	5,989
事務費等	2,585	3,387
支払備金繰入	304	585
責任準備金積立	0	0
経常費用 計	7,703	9,961
当期経常増減額	2,678	1,298
経常外増減の部		
経常外収益	2	2
当期経常外増減額	2	2
当期一般正味財産増減額	2,682	1,300
一般正味財産期首残高	10,024	8,724
一般正味財産期末残高	12,706	10,024

#### 貸借対照表

勘定科目	3.3.31現在	2.3.31現在
資産の部		
流動資産	10,612	8,301
固定資産		
責任準備金積立資産	62,000	62,000
その他積立資産	2,500	2,500
固定資産 計	64,500	64,500
資産 合計	75,112	72,801
負債の部		
流動負債	406	777
固定負債		
支払準備金	62,000	62,000
固定負債 計	62,000	62,000
負債 合計	62,406	62,777
正味財産増減の部		
一般正味財産	12,706	10,024
負債及び正味財産増減合計	75,112	72,801

婦人共済加入者数	令和2年度	令和元年度(平成31年度)	平成30年度
	12,516人	13,404人	14,344人

## 婦人消防隊員等の皆様へ

### 婦人消防隊員等福祉共済への加入申込み方法について

本共済へ加入希望者は、このガイドライン「婦人消防隊員等福祉共済のしおり」をよく読まれ、次の方法により申込んで下さい。

- 1 本共済は、所属する婦人消防隊等毎に、申込書へ加入者名等を記載して、取りまとめを行っているそれぞれの市町村又は消防本部等の婦人消防隊等事務担当者等に申し出て下さい。
- 2 本共済に、個別に加入を希望する者は、それぞれの市町村又は消防本部等の婦人消防隊等事務担当者等に申し出て下さい。婦人消防隊等毎に取りまとめて申し込み手続きを行います。
- 3 このガイドライン「婦人消防隊員等福祉共済のしおり」は、運営主体である日本消防協会のホームページにも詳しく掲載されていますのでいつでもご確認ください。

日本消防協会ホームページ <https://www.nissho.or.jp/>

## 共済金の請求期限(時効)について

- 1 弔慰金  
加入者が亡くなった日の翌日から3年間
- 2 重度障害見舞金・障害見舞金  
傷病の治った日の翌日から3年間
- 3 入院見舞金  
加入者が事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に病院又は診療所に10日以上(防災活動に従事中以外の場合は20日以上)入院し退院した日の翌日、又は入院日数が120日を超えた日から3年間